

固定資産税などの減免で 空き家の解体を促進

倒壊の危険があるなどの空き家を解体したとき、解体後の土地の固定資産税と都市計画税の一部を減免します。解体前に相談ください。

空き家相談窓口(環境課) ☎34-5435

詳しくはホームページを
ご覧ください



*倒壊などの危険があると認められた空き家を解体するときの補助もあります。
最大50万円で、5月1日(月)から受け付けます。

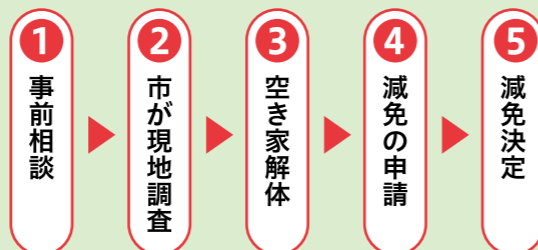
対象の空き家

人が居住するための家屋のうち倒壊の危険があるなどにより特定空家として市が認定した家屋

減免期間

上限2年間(解体の翌年度から適用)

流れ

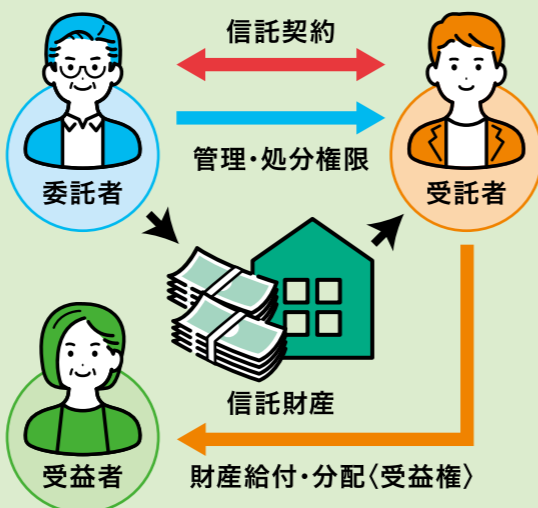


民事信託の推進で空き家の発生を予防

民事信託とは、ある特定の財産を自分自身(委託者)が、自分の財産を信頼できる人(受託者)に託して名義を移転し、信託契約で定めた一定の目的に従って、管理(守る)、活用(活かす)、承継(遺す)を行う制度です。

遺言や後見制度を補完し、空き家になる前から、仮に空き家になってしまったときに備えて流通につなげられる手段です。

この民事信託を利用し空き家の予防啓発に協力いただいた人には、**一般社団法人燕三条空き家活用プロジェクト**から謝礼が支払われます。詳しくは問い合わせください。



空き家相談窓口(環境課) ☎34-5435

一般社団法人 燕三条空き家活用プロジェクト

URL

<https://sanjo-me.com/>



5月下旬オープン 三-Me.(ミー)のゲストハウス

空き家に知見のあるメンバーが、空き家の流通促進、利活用、予防、啓発、管理を推進する活動をしています。

2月に、一ノ木戸商店街に複合交流拠点「三-Me.(ミー)」をオープンしました。1階のチャレンジショップとシェアキッチンに加えて、5月下旬には2階に移住体験ゲストハウスをオープンし、移住者と商店街、地域の人とつながる場にします。



特集



空き家を放置させない取り組み 2年目スタート!

この内容への問い合わせ

空き家相談窓口(環境課)

☎34-5435



空き家バンク ホームページ

<https://sanjo-akiyabank.jp/>

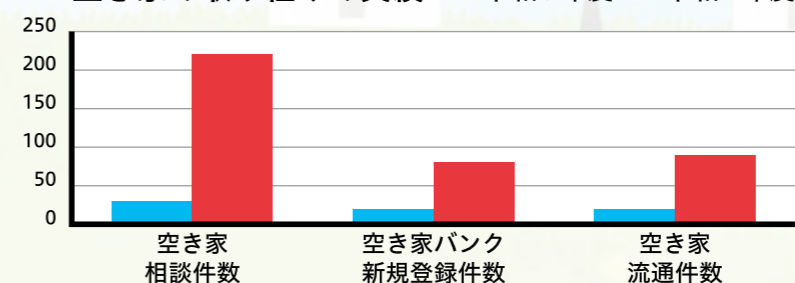
リニューアルしました



全国同様、市内でも空き家の件数は増え、市内に約4,000戸以上あるとされています。そこで、空き家相談窓口を開設し、空き家の利活用などを進めています。

相談件数などは大幅に増えているものの、まだ利活用などがされていない空き家が多くあります。取り組みを加速していきます。地域の人や空き家をお持ちの人は、相談ください。

空き家の取り組みの実績



自治会空き家顕在化プロジェクト

市と自治会が連携して空き家の調査などを進める取り組みを始めます。空き家の情報を把握して、空き家が放置されるのを防ぎます。

現在、モデル自治会を募集しています。協力いただける自治会は連絡ください。

空き家相談窓口(環境課) ☎34-5435



イメージ

▼ 連携の流れ

①聞き取りで地域の空き家を洗い出します。

②空き家のリストと地図を作り、空き家の情報を見える化します。

